

道路草刈り活動協定書

活動団体 下塚田ふるさと応援隊(以下「甲」という。)と宮崎県日南土木事務所長(以下「乙」という。)とは、地域内の県管理道路の環境保全活動を推進するため、道路の草刈り活動に関する協定を次のとおり締結する。

(対象区間)

第1条 この協定に基づく対象区間は、次のとおりとする。

※道路台帳の写し等に対象区間を示した資料を添付すること。

路線名 県道3号 日南志布志線 県道54号 酒谷榎原線

区間 日南市大字毛吉田409地先 から

日南市大字塚田乙2283-2 まで(約4600m)

(活動内容)

第2条 甲は、対象区間の路肩及び法面等、作業の安全が確保できる箇所(乙が、安全性を考慮の上草刈りが必要と認める区間に限る。)について、年間2回以上の草刈り作業を行うものとする。

なお、草刈り作業は、別表に定める基準に従い実施するものとする。

2 甲は、道路及び道路施設の異常等を発見した場合は、乙に通報するものとする。

(活動計画書の提出)

第3条 甲は、毎年度、活動計画を道路草刈り活動計画書(別記様式第4号の2)により乙に提出するものとする。

(法令の遵守、作業の安全等)

第4条 甲は、草刈り作業を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意するものとする。

2 甲は、作業中の事故及び第三者との紛争について自ら責任を負うものとする。

(ごみ等の処分)

第5条 甲は、対象区間の存する市町村の分別方法に従って、回収したごみ等を適正に処分するものとする。

(事故等の報告)

第6条 甲は、清掃又は緑化作業中に事故等が起こったときは、乙に速やかに連絡し、事故発生報告書(別記様式第7号)を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による報告書の提出があった場合は、宮崎県が加入する包括傷害保険の適用を審査し、その結果を甲に連絡するものとする。

(活動実績の報告)

第7条 甲は、第9条に定める活動奨励金の支給を受けようとする場合は、活動実績を道路草刈り活動実績報告書(別記様式第5号の2)により乙に報告するものとする。

(道路管理者の役割)

第8条 乙は、甲の活動について綿密な連携をもって積極的に協力するものとする。

(活動奨励金の支給)

第9条 乙は、甲に対して、予算の範囲内で活動奨励金を支給できるものとする。

2 乙は、第7条の規定による報告書の提出があった場合は、実績の内容を審査し、活動奨励金を支給するものとする。

(道路管理者の指示)

第10条 乙は、甲に対して道路管理上必要な指示を行うものとし、甲はこの指示に従うものとする。

(協定の解除)

第11条 乙は、甲が協定の解除を申し出たとき、この協定に定める義務を履行していないと認められるとき又は活動団体としてふさわしくないと認められるときは、この協定を解除するものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上解決するものとする。

令和2年6月8日

甲 住所 日南市大字塚田乙543-2

氏名 下塚田ふるさと応援隊 代表 作本 眞悟



乙 宮崎県日南土木事務所長

東 和俊

